

り災証明願

上野原市長 様

下記の建物がり災したことの証明を願います。

り災証明書を郵送にて、ご送付
します。送付先と住所が異なる
場合は記入してください。

申請者 (本人確認できるものを 提示してください)	住所 上野原市上野原3832							
	(送付先/連絡先) 〒 同上	/ TEL 0554-62-3111						
	(フリガナ) 氏名 罹災 太郎	① り災者との関係(本人)						
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	年齢	氏名	続柄	性別	年齢
	罹災 太郎	世帯主	男 女	50	罹災 花子	妻	男 女	50
	罹災 一郎	子	男 女	20	罹災 二郎	子	男 女	18
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
り災日時	令和 △ 年 △ 月 △△ 日			り災原因	令和△年台風〇〇号による被害			
り災の状況	屋根材の破損			使用目的	保険請求のため			
り災建物	所在地 上野原市上野原3832							
	(アパート等の名称:)							
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅				<input checked="" type="checkbox"/> 持家			
	<input type="checkbox"/> 非住宅()				<input type="checkbox"/> 借家(所有者:)			
				<input type="checkbox"/> 貸家				

※本人もしくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任欄に記入してください。

上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について委任します。

令和 年 月 日 住所 _____

委任者 氏名 _____ ①

(り災証明について)

- り災証明書は、災害援助の一つとして、応急的一時的
- ※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で
- ※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構
- 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区分、各部屋によつて、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は、家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
- ※表面に現れない被害(例: 地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明書の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。
- り災状況が確認出来ない場合には、り災証明書の発行が出来ない場合があります。

本人もしくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、委任欄に記入してください。

市記入欄

整理番号		調査年月日	令和 年 月 日
調査員氏名		市記入欄	
り災年月日	令和 年		
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊(全流失) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床上下	<input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない	
備考欄			

り災証明願

上野原市長様

下記の建物がり災したことの証明を願います。

※太枠の中を記入してください。

申請者 (本人確認できるものを 提示してください)	住所							
	(送付先/連絡先) 〒				/ TEL			
	(フリガナ) 氏名 ⑩ り災者との関係()							
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	年齢	氏名	続柄	性別	年齢
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
り災日時	令和 年 月 日	り災原因						
り災の状況				使用目的				
り災建物	所在地 上野原市							
	(アパート等の名称:)							
	<input type="checkbox"/> 住宅				<input type="checkbox"/> 持家			
	<input type="checkbox"/> 非住宅()				<input type="checkbox"/> 借家(所有者:)			
					<input type="checkbox"/> 貸家			

※本人もしくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任欄に記入してください。

上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について委任します。	
令和 年 月 日	住所
委任者	氏名 ⑩

(り災証明について)

- ・り災証明書は、災害援助の一つとして、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
- ※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明書の対象となりません。
- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区分、各部屋によって、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は、家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
- ※表面に現れない被害(例: 地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明書の「り災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。
- ・り災状況が確認出来ない場合には、り災証明書の発行が出来ない場合があります。

市記入欄

整理番号		調査年月日	令和 年 月 日
調査員氏名			
り災年月日	令和 年 月 日	り災原因	
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊(全流失) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		
備考欄			